

### 3. 福祉・社会保障（福祉・社会保障、子育て支援、医療関係）

#### <「福祉・社会保障（高齢者対策・障がい者対策・社会保障全般）」に関連する要求>

#### <「福祉・社会保障/福祉（高齢者）」に関連する要求>

(1) 高齢者の移動手段確保の一環、高齢者自動車事故削減（免許返納推進）のための施策としてバス会社と協議検討し、限られた財源の中でも工夫し、他の都市での取り組みを参考にするなどして、高齢者や交通困難地・交通空白地の市民の移動手段が向上する取り組みを行うこと。

また、高齢化や地域特有の地理条件などから、買い物や通院などの、身近な移動確保策としては、実証試験が実施されているグリーンスローモビリティの早期導入に向けた取り組みと周知、広報を実施すること。

#### 【回答】

高齢者の移動手段確保につきましては、地域おでかけサポート推進事業を実施するなど、地域の社会資源を活用した持続可能な移動手段の確保に向けた支援策を検討・実施しております。

また、他都市の移動手段の取組などについても研究しておりますが、本市の交通不便地域の市民の皆様様の移動手段につきましては、地域の実態に応じてコミュニティバスや乗合タクシー等のコミュニティ交通を運行することにより確保しております。

また、グリーンスローモビリティにつきましては、緑区若葉台地区、南区新磯地区において、令和6年度に通年での実証実験を実施し、令和7年度からの本格導入、他地域への展開を目指しております。

今後も、グリーンスローモビリティが持続可能な移動手段となるよう、地域の皆様と連携し、幅広い周知やボランティアスタッフの確保に努めてまいります。

(健康福祉局、都市建設局)

#### <「福祉・社会保障：福祉（障がい者）」に関連する要求>

(2) これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでなく、各世帯で抱えている複雑化・複合化する問題の相談や支援に対応するため、改正社会福祉法によって創設された「重層的支援体制整備事業」の体制整備に取り組むこと。

また、特定の課題の解決を念頭に始まる活動だけでなく、参加する人たちの興味や関心から活動が始まり、それが広がり横につながりながら関係性が豊かなコミュニティが生まれる具体的な活動と周知活動に取り組むこと。

#### 【回答】

包括的支援体制の整備につきましては、庁内における相談支援体制を整備したほか、「地域づくり」を支援するため、地域資源等の情報を共有するためのモデル事業を実施するなど更なる充実に向けて取り組みを進めております。

また、市地区社会福祉協議会が行う交流の場づくりなどへ支援を行うなど、関係機関と連携しながら地域の福祉コミュニティの形成に取り組んでまいります。

(健康福祉局)

＜「福祉・社会保障：福祉（ヤングケアラー、若者ケアラー）」に関連する要求＞

（３）ヤングケアラー支援は、身近な市が取り組みを進めることで効果を発揮することから、県などとの連携を図り、その実態調査を進め、支援の体制整備、人材育成、研修・啓発に取り組むこと。

また、ヤングケアラー支援の取り組みについては、支援を受ける側として市民に不公平が生じないように、市がリードし、バックアップしていくこと。

あわせて、ヤングケアラーを早期に発見できる体制を構築し、アセスメントを実施と必要な支援を行なうこと。

【回答】

ヤングケアラーにつきましては、家庭内での問題であり、表面化しにくいとの指摘もあることから、令和４年度は市職員、教員及び関係機関等を対象にした研修や市立学校に所属する小学５年生から中学３年生及び義務教育学校５年生から９年生を対象にした実態調査を実施しております。

また、市ホームページでは、ヤングケアラーの概念や必要な対応などについて学ぶ研修動画を公開しているほか、本市の相談先や国、県のホームページなどを広く周知しております。

今後も、外部講師による研修の開催や関係機関等との連携を図り、ヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げていくための取組を行ってまいります。

ヤングケアラー支援の体制整備、人材育成、研修・啓発につきましては、児童虐待対応担当者会や人権・福祉教育対応担当者会を開催し、支援の体制や啓発について周知しております。あわせて、市立小・中・義務教育学校の児童虐待対応担当者に、早期発見の重要性や発見後の対応、関係機関につなぐ役割の重要性を周知するとともに、教育委員会の行ったアセスメントの結果と必要な支援の方法について、情報共有を行い、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、早期発見に努めております。

こうした取組を通じて、引き続き、ヤングケアラーを支援してまいります。

（こども・若者未来局、教育局）

（４）若者ケアラーについては、ヤングケアラー以上に意識浸透していないことから、県などとの連携を図り、その実態調査を進め、支援の体制整備、人材育成、研修・啓発に取り組むこと。

また、若者ケアラー世代は進学や就職、キャリア形成、仕事と介護の両立、人生設計など大きな課題に対し、介護の支援以外にも各方面からの支援が必要としていることから、早期把握の徹底のための相談窓口の設置やカウンセラーとの連携を行うとともに、気軽に相談できるコミュニティの広がりや、家事育児支援等の具体的な施策の取り組み行うこと。

【回答】

いわゆる１８歳～３０歳代までの若者ケアラーについては、個々の状況に応じて、高齢・障害、雇用、青少年健全育成など、様々な施策の所管課が密に連携し、対応してまいります。

（こども・若者未来局）

## ＜「福祉・社会保障：子育て支援」に関連する要求＞

(5) 妊娠～出産までの妊婦に対する精神的不安解消や、子育てに対する包括的な支援を行うための、妊娠、出産、子育てへと、切れ目のないサポートを行う「子育て支援センター」におけるサービスの向上を進めるため、出産費用の実態把握に向けて、出産費用に関する調査・研究、展開を実施すること。

また、妊娠期や子育てで外出が難しい母親に対し、WEBによる直接相談の拡充を行っていくこと。

なお、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが「5類」に移行された後も出産前後の妊産婦の安心・安全確保のための「妊婦特別給付金」については、継続的な対応を行うよう取り組むこと。

### 【回答】

出産費用につきましては、令和5年4月より出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられ負担の軽減が図られております。また各区の子育て支援センターにおいては、制度の周知に加え、支援が必要な方への相談も行っております。

また、外出が困難な家庭に対してのWEB相談については、「こどもの歯科相談」などの一部の母子保健事業において継続的に実施しているほか、家庭に訪問する方法も取り入れるなど、状況に合わせ柔軟に対応しております。

妊婦特別給付金は令和5年1月に終了しておりますが、新たに出産や子育てにかかる費用を支援するため、令和5年2月、妊娠届出により5万円、出産した子ども1人につき5万円を給付する事業が全国的に開始されており、妊産婦の支援に努めております。

(こども・若者未来局)

(6) 広域な相模原市における特徴ある子育て支援施策のひとつとして、保育所待機児童、入所保留児童解消を目的とし、働く親の支援を充実させるため、近隣市でも実績のある市内主要駅に隣接した「子育てステーション（一時預かり所）」を設置し、入所率に余裕のある「郊外保育園」を活用する「バス送迎保育」を実施すること。なお、送迎バス料金については無料または補助をするなどして、負担軽減を行うこと。

### 【回答】

保育所等への送迎サービスにつきましては、保護者が送迎することが困難な遠方の保育所等の利用が可能となり、保育需要の高い地域においては待機児童対策の一つの方策であると考えております。

一方で、ステーションとともに、児童が安全にバスへ乗降する場所の確保や、児童が長い時間バスに乗ることの負担感、また、保護者の不安感など、課題も多いと認識しております。

今後、本市の保育所等の設置や利用の状況、入所申込者数や保留児童数の動向などを踏まえ、導入の必要性などについて検証してまいります。

(こども・若者未来局)

(7) 市内小学校における「児童クラブ」「放課後児童健全育成事業」においては、希望する全ての

子どもが受け入れられるよう、対象年齢の拡大を行うとともに、民間活用も含めて不足傾向にある市街地での施設を充実させること。

また、開所時間においては利用者のニーズを把握し、運営時間の拡大等柔軟な対応が取れるよう引き続き先駆的な対応を行うこと。

あわせて、長期休日（夏休み等）期間における利便性向上（昼食対応など）については、夏休み期間だけ宅配弁当を利用するなど、改善を進めると共に、安全性の確保に向け、有資格支援員の増員を図ること。

#### 【回答】

児童クラブの対象年齢拡大につきまして、まずはニーズの高い小学校3年生までの受け入れ枠の拡大を学校や民間施設の活用及び積極的に職員採用を図ることで優先的に進め、引き続き、実現可能な範囲で受け入れの検討を行ってまいります。

開所時間及び長期休日（夏休み等）期間における利便性向上や安全性の確保につきましては、利用者の皆様から寄せられるご要望やご意見などによりニーズや利用状況を把握した上で、その必要性も含め検討してまいります。

（こども・若者未来局）

**（8）生活困窮世帯の子どもたちや学生への支援として、「子ども食堂」などの、主に民間が実施している「子どもの居場所づくり」の積極的な事業支援や、コロナ禍の影響により困窮している学生たちへの「食材支援」などの活動を進めるため、地域で運営されている「フードバンク」や「フードドライブ」、さらには「生理の貧困」対策など、地域におけるネットワークの拡大や各団体へのアプローチ、地域支援、普及策など、引き続き支援の充実を図ること。**

#### 【回答】

子ども食堂や無料学習支援団体への支援につきましては、運営支援のための相談窓口の設置のほか、新規開設・運営のためのセミナーの実施、情報交換会の開催などについて市社会福祉協議会に委託して取り組んでおります。

また、利用者の事故や食中毒に対して保障が受けられるよう、傷害保険・賠償責任保険に一括加入しているほか、市内のフードバンク団体との協働により、食材の運搬を行っております。

食材支援につきましては、大学生等へはフードバンク団体や民間企業、団体、市民の皆様からのご厚意で食材の提供をいただいております。

生活困窮者自立支援・生活保護の分野におけるフードバンク団体との連携につきましては、現在、2団体から食材の提供を受けております。

「フードドライブ」につきましては、現在、公共施設に5か所、民間の店舗等で15か所の受付窓口が設置されており、公共施設で受け付けた食材は、「フードバンク」団体を通じて子ども食堂や子育て家庭などへ引き渡しております。

引き続き、これらの取組を継続するとともに、効果的な事業の推進に努めてまいります。

「生理の貧困」への対応につきましては、本市の窓口等にて生理用品の配布を実施しております。引き続き、生理用品の配布を中心とした生理の貧困への対応を図ってまいります。

（健康福祉局、こども・若者未来局、教育局、環境経済局、市民局）

(9)「相模原市子ども・子育て支援事業計画」における子ども支援対策としての「子どもの貧困対策」を促進し、市内における子どもの貧困状況確認（貧困状況実態把握）と、貧困から子どもを救うための対策を学校・地域や団体との連携の中で実効的な対応が行えるよう取り組むこと。

なお、子どもの貧困は親の就労・経済的理由、虐待などが起因していることが多いとされていることから、庁内関係部門や警察との連携も図ることで総合的な対策を行うこと。

また、子どもの安全を第一とする警察との連携などの一歩踏み込んだ対応については、緊急時対応の明確化により適切な対応を図り、児童虐待の予防・防止については「虐待が疑われる世帯」にかかわらず、ヤングケアラー対策の側面も踏まえ、子どもの人権を尊重する活動を財政面からも強化し、苦しむ子どもを一人でも多く助け、児童虐待ゼロへ向けて取り組むこと。

#### 【回答】

子どもの貧困対策につきましては、「子ども・若者未来基金」を設置し、地域の団体等から寄附をいただきながら、教育委員会が実施する給付型奨学金に充当するなど、全ての子どもたちが生まれた環境に左右されず健やかに成長できるよう、取組を進めております。

また、警察との連携強化につきましては、本市と県警との連携に関する協定に基づき、児童の安全確認と安全確保を行うとともに、令和元年度より、本市が関わる全ての児童虐待事案について情報共有を開始し、また、令和4年3月より県警から虐待・非行対策担当主幹の派遣を受けるなど、更なる連携の強化を図り、児童虐待への迅速かつ適切な対応に務めております。

ヤングケアラーを含め、全ての子どもの権利が守られるよう、引き続き、児童相談所の体制強化、子育て支援センターにおける子育て支援等の更なる充実、学校等や医療との連携強化を図り、児童虐待の予防及び早期発見等に取り組んでまいります。

(こども・若者未来局)

### <「福祉・社会保障：医療」に関連する要求>

(10) 予防接種におけるワクチン接種の定期接種化されていないものうち、「おたふくかぜ」「インフルエンザ」や「新型コロナウイルス」について、児童および高齢者に対するワクチン接種については、リスクベネフィットの観点から希望する本人について公費負担（一部補助）を実施するよう進めること。

#### 【回答】

おたふくかぜの任意予防接種に対する公費負担につきましては、現在、国において定期予防接種とすることについての検討がなされておりますが、引き続き、早期の定期接種化や財源措置等について、様々な機会を捉えて国へ要望してまいります。

インフルエンザ予防接種につきましては、季節性インフルエンザにかかるると重症化しやすく、インフルエンザワクチン接種による重症化の予防効果による便益が大きいと考えられることから、65歳以上の人と60歳から64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能などに高度の障害を有する人について、接種費用の一部助成を実施しております。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、本年度までは、特例臨時接種として全額公費負担により実施しております。令和6年度以降は、安定的な制度の下で接種を実施し

ていくことが国から示されており、今後の動向について注視するとともに、必要となる財源措置等について国に要望しております。

(健康福祉局)

**(11)「危険ドラッグ」をはじめとする薬物使用については、年齢や職業を問わず、年々摘発件数が増加の傾向にあることから、これ以上薬物使用を拡大させないための広報を、行政施設のほか、学校や自治会、企業等に展開すること。**

また、若年層での薬物使用を防止するため、中学校・高等学校などでの講演やビデオ講演を展開したり、家庭でのまん延防止に向けたチラシを市役所や区役所等の窓口で配架するなどの対応を取ること。あわせて、警察や専門機関とも連携し、地域における「危険ドラッグ」使用撲滅に向け、情報共有等含め取り組みの強化を継続すること。

**【回答】**

危険ドラッグなどの薬物の使用に関する注意喚起につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み中止していた街頭キャンペーンを本年度から再開し、広報さがみはらへの記事の掲載、市まちづくりセンター・公民館・大学等へ啓発ポスターの配布及びリーフレットの配架、本庁舎への横断幕の掲揚等を行っております。若年層への啓発活動につきましては、市内学校等で行われている薬物乱用防止教室への講師の派遣などの取組を行っております。

また、市薬物乱用防止連絡会を通じて、警察、専門機関や自治会等の関係団体と情報共有を図るとともに、啓発事業に係る基本協定を締結している市薬剤師会の専門的な知見からのご意見を伺いながら、引き続き、薬物乱用防止対策の推進に取り組んでまいります。

(健康福祉局)

**(12) 相模原市における地域医療への人材育成を目的とした「相模原市地域医療医師奨学金」制度における取り組みの継続とともに、募集規模の拡充や企業協力による医療現場での職業体験、先端医療機器等の実習等、相模原市が紹介・連携することにより、生徒たちにより魅力ある制度となるよう改善していき、将来相模原の医療現場で働く人財の確保に努めること。**

あわせて、看護師の確保・養成の支援策を講じるとともに看護師の定着・再就業対策を推進し、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる状況が想定されるため、職員が安心して働くことができる職場環境の構築を進めること。

**【回答】**

医療現場で働く人材の確保につきましては、総合的な診療能力を有する医師の育成・確保を図り、医師不足や超高齢社会等に対応した地域医療体制の基盤づくりを進めるため、市内唯一の医師育成機関である北里大学の学生に対し、「地域医療医師修学資金貸付事業」による貸付を継続的に実施しております。

看護師の確保・養成につきましては、相模原看護専門学校の運営支援をはじめ、看護師を目指す学生に対して修学資金の貸付を実施し、支援しております。

また、市病院協会が潜在看護師を対象として実施する各種相談事業や復職研修事業等へ

の支援、ナースセンターの運営支援を実施することにより、看護師等の定着・再就業対策を推進しております。

(健康福祉局)